

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一
部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

令和六年六月に支給する期末手当に係る第六条第二項の規定の適用については、同項中「給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合」とあるのは、「百分の百十」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

物価高騰等により都民のくらしの困難が増大している下で、都議会議員の期末手当を、令和五年十二月の改正前の支給割合に据え置く必要がある。